

「村民自治」から「農村社区建設」へ

——中国農村における「行政化」問題——

滝田 豪

From “Village Self-government” to “Rural Community Construction”:

The Problem of “Administrative Tendency” in Rural China

Go TAKIDA

はじめに

改革開放政策が始まった1980年代の中国農村では、約20年続いた人民公社体制が解体され、日本の町村にあたる行政組織として鎮と郷が設置され、その下には村民委員会が組織された。村民委員会は憲法で「大衆自治組織」と規定された。そして1980年代末から90年代にかけて、「村民自治」と呼ばれる改革が実施された。その特徴は村民委員会のメンバーを村民の直接選挙で選ぶことである。これによって農村社会の凝集力を高め、集団農業解体後に分散化する農村を、改めて安定化することが目指された。また1989年の天安門事件以後民主化の動きが停滞する中で、農村の選挙は民主化のショー・ウィンドウとしても注目を集めた。経済発展が民主化を促すという通念とは正反対に、都市よりも貧しい農村が民主化で先行したことにも関心が寄せられた。

ところが現在、「村民自治」をめぐるそのような熱気はすっかり下火となっている¹⁾。その一方で、農村では「農村社区建設」と呼ばれる新たな改革が動き出している。これは、都市部で1990年代から2000年代にかけて進展した「社区建設」を農村に導入するものである。都市と農村の位置づけは、順序が逆転したかのようである。また「村民自治」や都市の「社区建設」に当初見られたような熱気は、「農村社区建設」にはすでにない²⁾。本稿で述べるように、「農村社区建設」が前兩者と同じ問題点を抱えていることが、開始直後から明確に指摘されているのである。その問題とは、「行政化」である。

1. 「村民自治」と「行政化」³⁾

「村民自治」は87年の「村民委員会組織法」(試行)によって定式化され、98年の改正で「試行」となると、ほとんどの地域で行われるようになった。数多くの先行研究が指摘しているのは、村民

委員会のメンバーが選挙で選ばれることによって、村の幹部がより村民のために働くようになり、村の公共支出がより増える傾向の存在である⁴⁾。その意味で、「村民自治」は農村の政治の改善に効果があった。また、現在まで、選挙の質の改善や、民主的な意思決定機関としての村民会議や村民代表大会の整備など、制度の改革が不断に繰り返されてきている。

ところが、この間の農村の政治が、これを推進した共産党政権の期待通り安定していたとは言い難い。とりわけ1990年代には、幹部が農民から恣意的に費用を取り立てる「乱取費」と、それを契機とする幹部と農民の衝突が増加して社会問題となった。政府はこれを解決するために、2000年前後から農村幹部の費用取り立ての権限を廃止する「税费改革」を行い、2006年には農業税を廃止するというドラスティックな改革を行った。だが「乱取費」問題が鎮静化すると、今度は開発のための土地収用をめぐる農村幹部と農民の衝突が注目を集めるようになった⁵⁾。農民が使用権を持つ土地を、村や郷鎮の幹部が開発業者にリースし、その業者からの支払いは非正規のルートによって幹部の懐に入り、土地を失ったのに十分な補償金が与えられないと農民が不満を抱く、というのが典型的なパターンである。

「村民自治」は農民のために働く幹部を増やすはずなのに、なぜこのような問題が後を絶たないのか。いくつかの理由が考えられる。もちろん村幹部自身の腐敗もある。だが構造的な問題としては、村民委員会と上級の郷鎮（政府、党委員会）との関係、あるいは村の党支部との関係が指摘されている。これらが選挙に干渉したり、または選挙後の村民委員会の運営に干渉したりすることによって、「村民自治」は外部からの干渉にさらされ、純粋な形で存在することが難しいのである⁶⁾。それでも一時期は、選挙で選ばれた村民委員会が郷鎮や村党支部に抵抗して衝突が起こることも増えたが、こうした衝突は村党支部のトップである書記が村民委員会のトップである主任を兼ねるなど、党支部と村民委員会の兼任を進めることによって抑えられた。また郷鎮が望む候補が選挙で敗れることも増えたが、そのような選挙では村幹部の腐敗が争点になることが多く、これを未然に防ぐために村の財政を郷鎮が管理することも増えた。こうした一連の動向は中国で「行政化」と称され、「自治」を扼殺するものと批判されている⁷⁾。

ところで、「乱取費」が問題化したのは、このように農村政治を動かす郷鎮や村の幹部が、市場経済化の中で営利的な傾向を強めたからでもある。また、郷鎮や村だけでなく、より上級の市や県が経済開発の資金を農民からの取り立てに求め、郷鎮や村の幹部がそれを担当させられることも多かった。このような郷鎮や村、あるいは県や市の行動パターンは、「乱取費」が鎮静化した後も、土地収用をめぐる繰り返されている。また上述のように、農民の側に立ってこれらに抵抗する村幹部も現れているが、力でねじ伏せられることが多い。

また、「税费改革」によって財源を奪われた郷鎮や村の中には、財政難で機能不全に陥るところも出てきた。もともと、開発にともなう資金集めなどによって、農村の政府は債務が増大していた。「税

費改革」による財源の縮小はそれに追い打ちをかけた。そのため郷鎮や村は、人員の手当や必要経費の維持に精一杯で通常業務に手が回らなくなったり、人員削減や整理統合が進められたりした。その結果、郷鎮や村の財政は上級政府からの補助金に依存するようになった。つまり郷鎮や村は独自の機能を失い始めた⁸⁾。これは「行政化」の一層の進展だと言える。

2010年には「村民委員会組織法」が改正され、選挙や罷免の手続きが整備されるなど、「村民自治」の制度は進化を続けている⁹⁾。だが「自治」の実効性は衰退しつつあり、「行政化」の傾向がよりいっそう顕著となっている。

2. 「都市社区建設」と「行政化」¹⁰⁾

農村の村民委員会に相当する「大衆自治組織」は、都市部にも設置されている。居民委員会である。農村で村民委員会を中心に「村民自治」が進められていた時期に、都市で居民委員会を中心に進められたのが「社区建設」である。これは、1980年代後半の一部地域の取り組みを踏まえて、1991年に民政部が出した“「社区建設」の構想と意見に対する聴取に関する通知”に始まるとされる。その後、2000年に「全国的範囲で都市社区建設を推進する民政部の意見」が出された後、大々的に広められることになった。

都市の「社区建設」は、2000年の「意見」の前後で大きく変化したとされている。それに先立つ1990年代の特徴は、住民の自発的試みが目立ったことである。具体的には、食品・雑貨の販売や家電修理、理容サービス、育児サービス、高齢者福祉サービスなどを新たに立ち上げ、収益を得ていた。それ以前の計画経済時代は「単位」社会であった。「単位」は職場を指す。計画経済下の国有企業などでは、仕事だけでなく、住宅や福祉など都市生活のあらゆる側面が職場に付随しており、上記の各種サービスも職場を通じて提供されるものだった。ところが1980年代以後の市場経済化によって、国有企業に属さず、職場のサービスを受けない人が増加した。そこで、居民委員会が中心となって、様々なサービスを提供するようになった。こうした活動が「社区」(コミュニティ)の服務(サービス)と呼ばれるようになっていった。これは農村で「村民自治」が行われた背景に、人民公社の集団作業が無くなったことによる社会の分散化があったこととよく似ている。

一方、2000年以後の都市社区建設の特徴は、「行政化」であるとされている。まず、居民委員会は「社区」サービスで収益を得ることが禁止され、その機能を失い始めた。そして「社区」の範囲を1000～3000戸の行政区画として再編し、党支部や社区居民委員会、社区成員代表大会などが改めて設置された。この組織形態からは、農村の「村民自治」の影響を受けていたことがうかがえる。

2000年以後の変化に対する評価は分かれている。一方では、農村の「村民自治」で言われているように、「行政化」によって「自治」が扼殺され、1990年代のような自発的な発展がなくなってしまっ

たことを批判する声がある。しかし他方では、「社区」の自治を「団体自治」として確立するものだという見方もある¹¹⁾。1990年代に提供されていたサービスは、市場経済化が進むにつれて市場によって提供されるようになり、そのままでは「社区」はその地位を失いかねなかった。これを防ぐのが「行政化」だった、というわけである。

3. 「農村社区建設」

3-1. 「農村社区建設」の推進

「農村社区建設」は2006年9月に民政部が出した「農村社区建設のテストをしっかりと行って社会主義新農村建設を推進することについての通知」によって中央政府の公式な政策として登場し、翌2007年3月には民政部が全国で「農村社区実験県（市・区）」の募集を開始した¹²⁾。その後約300の「実験県」が指定され、全国の村総数の約3%にあたる約2万の村で「農村社区建設」が行われることになった¹³⁾。実施村数は2009年9月の時点で全国の約11%に拡大したという¹⁴⁾。進捗には地域ごとにバラツキがあり、平均以上の例をあげると、安徽省が全村の25%を達成、山東省が2010年までの50%達成を目標として掲げ（結果は不明）、遼寧省は2015年までの80%達成を目標に掲げている¹⁵⁾（ただし、実績づくりのために建物など形だけ整えている例も指摘されており、数値の内実ははっきりしない¹⁶⁾）。

これが都市の「社区建設」の影響を受けていることは明らかである。都市も農村も「社区建設」は民政部の同じ部局（基層政権和社区建設司）が管轄しており、「村民自治」も同様である。民政部の官僚が執筆した『農村社区建設実験工作講義』（以下、『講義』）では、民政部のトップ（部長）が序文を寄せ、20年前に村民自治を試行し、10年前に都市社区建設を開始したことに触れている¹⁷⁾。

3-2. 農村社区の類型

農村社区の類型はおおむね次の三種類である。「一村一社区」（一つの村に一つの社区）、「一村多社区」（一つの村に複数の社区）、「多村一社区（数村一社区）」（複数の村で一つの社区）。当初の実験県の段階で、「一村一社区」が約76%、「一村多社区」が約7%、「多村一社区」が約15%とされている¹⁸⁾。したがって大部分が「一村一社区」であると言える。

以下、『講義』および南裕子の研究¹⁹⁾などに拠りながら、内容を概観する。

「一村一社区」

湖南省の実験県では、既存の村民委員会を「社区村民委員会」に改名し、それとは別に「社区サービスセンター（服務中心）」を新設している。さらに社区サービスセンターの建物に「基本サービス

ステーション（服務站）」を併設する。それぞれの内容は、農業科技、扶貧幫困、文化教育、医療衛星、法律、関心下一代（次世代）、などである。

社区サービスセンターの主任は村の党支部書記、副主任は村民委员会主任である（この点は後で触れる）。その下の各サービスステーションの長も党支部や村民委员会の役員が就任するが、その他の人を募集することもある（『講義』113-114頁）。

「一村多社区」

江西省では民政部が「農村社区建設」を始める以前の2001年から、独自に「村落社区」建設を行っている²⁰⁾。「村落社区」は自然村（集落）を単位とする。村民委员会が設置されている行政村は複数の自然村から構成されているため、一つの行政村の中に複数の「村落社区」（自然村）が存在することになる。「村落社区」には「村落社区ボランティア（志願者）協会」を組織する。ボランティア協会のメンバーは「五老」と呼ばれる年長者（老党员、老干部、老農民、老教師、老復員軍人）と党支部などの役職についていないヒラ党员から成る。彼らに手当は支給されない。ボランティア協会の下には複数の「ステーション（站）」が置かれる。例えば、社会互助、環境衛生監督、民間紛争の和解、文化体育活動、公益事業サービス（服務）などを担当する（同122-124頁）。

「多村一社区」

山東省諸城市では、半径2～3km、3～5村、1000～3000戸の範囲を一つのグループとし、うち1村を「中心村」と位置づける。「中心村」には「社区サービスセンター」を設置し、その下に医療保健、環境衛生、文教科育、計画出産、社会保障、治安を担当する「サービスステーション（服務站）」を置く（同117-119頁）。

また後に述べるように、諸城市では中心村に集合住宅を建設し、農民はそれまでの宅地を収用され、集合住宅に移転して暮らすことになっている。これは「集中建社区」とも呼ばれる。

3-3. 「農村社区建設」と「行政化」

『講義』では「農村社区建設」が重要である理由が六つあげられている。(1) 国家目標である「社会主義和諧社会」の建設、(2) 政府の「社会主義新農村建設」による農村への投資や社会保障などの政策の受け皿、(3) 村民自治の活性化、(4) 農民の生活水準の向上、(5) 社会の管理と安定、(6) 公共サービスの向上、である（9-12頁）。また長期目標は都市と農村の格差を解消して「城郷一体化」を実現することだとされている（16頁）。

本稿の関心からは、(3)の「村民自治の活性化」が目を引く。ただし、この民政部官僚の叙述からは、自らが推進してきた「村民自治」に対して、積極的な評価よりも、むしろ消極的な評価がうかがえる。

なぜなら、そこで語られているのは、先述した通りの「村民自治」の「行政化」だからである。例えば、農村社区が必要な理由として、村民委員会などの村民自治組織が負担する任務が多すぎて自治機能を発揮できてないから（10-11頁）とか、村民委員会がほとんど郷鎮政府の下部組織になってしまったから（37頁）といった表現が散見される。そして「農村社区建設」では「自治」を重視し、そのような問題を克服すべきだと強調するのである。

しかし他方で、『講義』では「行政管理と自治管理」の連携や「法による行政と法による自治」の連携が重要であるという表現で、「自治」とは異なる「行政」も重視している（11頁）。そもそも、同書が推奨する農村社区の典型事例では、最初から「行政化」の傾向が見受けられる。つまり、農村社区によって村の組織を強化するということは、「行政化」された「農村社区」によって、村レベルの管理を強化することを意味していると言えよう。

例えば前述のように、「一村一社区」の湖南省では、「社区サービスセンター」の主任に党支部書記、副主任に村民委員会主任が就任するとされている。つまり「社区」という枠組みを新たに作ることで、「村民自治」の本旨に基づけば分離されてしかるべき村民委員会と党組織とをむしろ融合させ、結果として党組織が上に立つという、「行政化」された秩序を再構築することになる。

また「多村一社区」の山東省諸城市では、2010年6月に、それまで社区の内部に残っていた行政村を廃止した。つまり、憲法に定められた「大衆自治組織」である村民委員会が廃止されたのである。これによって、諸城市はメディアの注目を集めることとなった。

一つの問題は、村民委員会廃止の合法性である。だがより大きな論議を引き起こした問題は、農民の宅地を収用し、中心村に新たに建設した集合住宅へと、集団移転させたことである²¹⁾。折から、08年のリーマン・ショック後の公共投資増加にともない、開発のための土地収用を進める政府・開発業者と、それに抵抗する農民との衝突が各地でクローズアップされている時期の出来事であった。

諸城市側の説明では、村民会議を開いて農民の同意を得ており、「村民自治」の手続きを踏んでから移転を実施したのだという²²⁾。しかし複数の報道が、移転に反対する農民の声を報じている。ある村では、反対派村民の果樹園が荒らされ、暴力沙汰となった。果樹園を荒らした82名を率いていたのは村の党支部トップの書記だった。その後、100名以上の村民が移転反対の意見書を提出し、抗議を行った。これは「自治」ではなく、トップダウンの「行政化」の方式である。同様の問題は、同じ山東省内で済寧市など複数の地域で指摘されている²³⁾。また諸城市では人的にも「行政化」が進んでいる。208個ある社区レベルに新設された党組織のトップのうち、上級から派遣された人員が67%を占めている²⁴⁾。もともと、2007年に社区建設を開始した当初から、人員削減を迫られている郷鎮政府の人員の受け皿として位置づけられており、08年の段階で800人が社区のサービスセンターに派遣されていたという²⁵⁾。

これらの地方政府が農民を移転させる形で「農村社区建設」を行った動機としては、経済的利益の

追求も指摘されている²⁶⁾。山東省の地元紙では繰り返し、集合住宅への移転によって住宅用の土地を開発用地に変え、そこに企業の投資を誘致することにより利益が得られることが強調されている²⁷⁾。これに対し、経済的利益を追求するために「自治」をないがしろにし農民の権利を侵害したという批判が高まっている。

一方で、これを肯定的に評価する研究者もいる。農村問題専門家として著名な李昌平は、農村の宅地を収用して農民を集合住宅に移転させることは経済のためにも農民の生活レベルの改善のためにも必要なことだと論じた²⁸⁾。ただし李も、当事者農民の同意を得ることが前提であるとしている。また政府がブローカーになるのではなく、サービス（服務）に専心することが必要だとも言う。

この点は、南裕子が、政府がサービス型政府への転換を行っていることを踏まえ、その場合は、村民委員会が「行政化」した方が利便性が高く、村の凝集力の強化にも役立つと指摘していることを想起させる（南は集団移転については論じていない²⁹⁾）。このように考えると、「自治」か「行政化」かというより、政府が営利的なブローカーなのか、サービス（服務）型なのかという問題が浮上する。確かに、サービス型政府への転換は、中国政府によって繰り返し唱えられている。しかし、もともと営利的傾向が強い中国の地方政府は、リーマン・ショック後ますますその傾向を強めている³⁰⁾。このタイミングで「行政化」された「農村社区建設」を進めれば、土地収用をめぐる問題を悪化させる危険を促進せざるを得ないと思われる。

3-4. 「農村社区建設」と自然村

「一村多社区」下の江西省A村（「村落社区」）を調査した尹利民は、これを新たな「社区化ガバナンス（治理）」と呼び、建国以来「村民自治」まで続いた「行政化ガバナンス（治理）」の歴史を打破するものとして高く評価している。「社区化ガバナンス」の具体的な成果は、宗族の祠堂の修繕費用の徴収、灌漑設備の費用の徴収、老人と子どもによる掃除の実施などである。ある行政村の党支部書記は、自然村レベルの「村落社区」がうまく機能した結果、自分はすることがないと話したという³¹⁾。また別の調査では、九江市で行われた土地収用で、ボランティア協会がこれを取り仕切った事例も報告されている³²⁾。このように、「五老」と呼ばれる退職した老幹部などが、区内の資源を有効利用して公益事業を行う姿は、都市における「行政化」が強まる以前の活発な「社区建設」を彷彿とさせる。

江西省の事例には、宗族による集落の凝集力が強いという特徴があり、単純に一般化することはできない。それでも、最末端の自然村レベルの凝集力が、行政村レベルよりも相対的に強いことが、公共サービスの提供に重要な役割を果たすとの指摘は、近年複数の研究者によって行われているところである³³⁾。

ただし、尹が「行政化ガバナンス」の弊を免れる可能性を見出した江西省の「村落社区」についても、

他の論者からは「行政化」の傾向が指摘されている。例えば、将来は「村落社区」のボランティア協会が村民委員会の下部機構のようになることが危惧されている³⁴⁾。さらに、社区のレベルを自然村から行政村レベルに上げる動きが出てきており、これは「中心+村落」と呼ばれている。ここでは、行政村の党支部と村民委員会が主体となって「農村社区サービスセンター（服務中心）」を作る。村落社区はこれと協働する。この仕組みの紹介者によれば、これは「村民自治」を自然村にまで浸透させる試みともされている³⁵⁾。しかし、もともと江西省が村落社区建設を始めた背景には村民自治の「行政化」の問題があった³⁶⁾。そのようなところで行われる「中心+社区」は、「一村一社区」の湖南省や「多村一社区」の山東省諸城市の事例と同様に、「行政化」が進む契機と言える。

「中心+村落」の背景としては、民政部が始めた実験県の大多数が「一村一社区」だったこと、また民政部が「一村一社区」が最も適切だと主張していたことが考えられる³⁷⁾。ある論者は、江西省のように自然村を単位とする場合、政府の統一指導による効率的な資源配置ができないと指摘している³⁸⁾。同様の議論は、「村民自治」についても行われたことがある³⁹⁾。当初、村民委員会は自然村レベルに置かれることになっていたのだが、実際には大部分の村民委員会が、複数の自然村を統合した行政村レベルに置かれることになった。その理由として後に中国の著名な農村研究者・徐勇が指摘したのは、人民公社時代からの行政的な継続性の重要性であった。また筆者はそこに、党の実質的な末端組織である村党支部とレベルを合致させ、党による介入を行いやすくする意図があったと見ている。その結果は、上述のごとく「村民自治」の「行政化」であった。このように考えると、江西省の「村落社区」が同じ轍を踏む可能性は十分にあると思われる。

おわりに——「ボランティア組織」による「行政化」？——

本稿で述べた「村民自治」や「農村社区」の抱える問題点は、どのように解釈すべきであろうか。都市の「社区建設」を検討した黒田由彦は、それが「自発性の発露」から始まりその後「行政化」に転換したプロセスから、「中国の統治が、民衆の自発的エネルギーをうまく利用しながらも、行きすぎたらそれを阻止するという原則で一貫している」という仮説を導いている。その背景には、中国共産党が「ボランティア組織」としての性格をもつことがあげられている。そのような共産党は、「自治と統治のバランスをとりながら」、常に民衆から一定の支持を獲得できるというのである⁴⁰⁾。

この仮説は、農村についても当てはまりそうである。「村民自治」や「農村社区建設」の「行政化」は、具体的には「乱取費」や集団移転などによる農民の権利侵害の問題として指摘されている。言い換えると、営利的な政府によって社会が振り回されているのである。これは、手続きや安定を重視する近代的な「行政」の通念から見れば、むしろ非「行政」的なものであろう。このように「行政化」が非「行政」的な形態をとるのは、その主体である共産党が、近代的行政システムというよりも、よ

り流動性の高い「ボランティア組織」の性格を色濃く持っているからだと考えられる。そして、農村では近代的行政システムの整備が都市よりもさらに不十分なため、「ボランティア組織」の流動的な性格の影響をより大きく受け、安定した組織の形成が阻害されているのではないだろうか。

また、「消える農村」（田中信行）という趨勢の影響も無視できない。田中がそう指摘するのは、山東省の「多村一社区」に見られる行政村の廃止や農民の集団移転といった現象が、「農村社区建設」を標榜するか否かを問わず、近年全国各地で発生しているからである⁴¹⁾。また王曉毅によれば、80年代の人民公社解体以降に「行政村」（村民委員会）が設置された時からすでに、自然村の機能の弱体化と、それに代わる国家による介入の強化が進行してきた⁴²⁾。それでも90年代は行政村レベルの「村民自治」の意義が強調され、目指されたのは行政村的強化であったが、2000年前後からはその行政村も「税費改革」などによって機能を奪われるようになった。そして近年ではさらに進んで、行政村そのものが解体されつつある。「農村社区建設」は、理念はともかく現実には、その流れを後押ししている。

つまりこう考えられる。中国共産党は「統治」の主体であるが、「ボランティア組織」としての性格から、常に「自治」を必要とする。その「自治」のためには、農村社会の凝集力が必要である。しかし、その凝集の核であるはずの自然村（あるいは「村民自治」において核とされた行政村）は、「統治」の論理に引きずられた「行政化」によって、不断に弱められてゆく。その結果、「統治」もままならなくなる。80年代以後の、人民公社解体→「村民自治」改革→「乱収費」問題→「税費改革」→「村民自治」の衰退→「農村社区建設」改革、という転変の目まぐるしさは、そのようなサイクルを反映しているのではないだろうか。

このサイクルから抜け出すためには、おそらく、「統治」と「自治」の間に明確な線引きを行い、それぞれの固有の論理に基づいた整備を行うことが必要だと思われる。ここで問われているのは、共産党が「ボランティア組織」としてではなく、近代的な統治主体として成熟できるか否かであろう。

註

- 1) 政治学者の景躍進（中国人民大学）によれば、2007年に武漢市の華中師範大学で開かれた「村民委員会組織法」20周年を記念する会合で、冗談半分に「記念の会というより、追悼会というべきだ」と語った者がいたという。景躍進「如何認識中国政治？——天則経済研究所415次学術報告会——」「愛思想」ウェブサイト（2010年10月21日掲載）（<http://www.aisixiang.com/data/36790.html>、2012年11月20日確認）。
- 2) 2006年に全国的な政策となった「農村社区建設」は2007年にはもう下火になったとの指摘すらある。盛義龍・尹利民「共治性社区：農村社区的構建及其走向——“L村”農村社区建設的經驗与啓示」『社会主義研究』2011年第3期。ただし本稿で述べるように、その後も政策としては継続・拡大し、農村社会に影響を与えている。あえて本稿で採り上げる所以である。
- 3) 本章の記述は、滝田豪『『村民自治』の衰退と『住民組織』のゆくえ』黒田由彦・南裕子編『中国における住民組織の再編と自治への模索——地域自治の存立基盤——』明石書店、2009年、に依拠するところが大きい。

- 4) さしあたり、Kevin J. O'Brien and Rongbin Han, Path to Democracy? Assessing village elections in China, *Journal of Contemporary China*, 18(60), June, 2009などを参照。
- 5) 于建嵘「土地問題已成為農民維權抗爭的焦點——關於当前我國農村社會形勢的一項專題調研」『調研世界』2005年3期。
- 6) O'Brien and Han, op.cit.
- 7) 「村民自治」の「行政化」について指摘した初期の文献として、たとえば、徐勇「村民自治、政府任務及稅費改革——對村民自治外部行政環境的總體性思考」『中國農村經濟』2001年11期、などがある。
- 8) Jean C. Oi, Kim Singer Babiarz, Linxiu Zhang, Renfu Luo and Scott Rozelle, Shifting Fiscal Control to Limit Cadre Power in China's Townships and Villages, *The China Quarterly*, 211, September 2012.
- 9) 宮尾恵美「中国村民委員會組織法の改正」『外国の立法』247、2011年3月。
- 10) 都市の「社区建設」については多くの研究がある。以下の記述は主に次の諸文献、とくに黒田由彦の論文に基づく。小嶋華津子「都市住民組織化形態の変化に関する一考察——『社区』建設の現状と課題——」『東亜』406、2001年4月、郭定平「上海市の社区建設と都市基層社會の管理体制改組」『アジア經濟』44-9、2003年9月、黒田由彦「都市の住民組織と自治」黒田・南編、前掲書、江口伸吾「現代中国における基層社會の再編と黨の役割——都市の社区建設と政治・社會統合の試み——」『綜合政策論叢』18、2010年2月、李明伍「中国都市部の社区における『自治』と『第三の手』」『文学部紀要』（文教大学）24-2、2011年3月、南裕子「中国の都市と農村における『社区建設』——中国におけるコミュニティ形成の文脈——」『法学研究』（慶應義塾大学）84-6、2011年6月。
- 11) 黒田、前掲論文。
- 12) 南、前掲論文。
- 13) 項繼權「論我國農村社區的範圍与边界」『中共福建省委党校学报』2009年7期。
- 14) 夏周青「中国農村建設的變遷——從鄉村建設運動到農村社區創建的興起——」『雲南行政学院学报』2010年2期。
- 15) 民政部基層政權和社区建設司「促進農村社區自治和服務功能整体提昇——四年農村社區建設實驗工作述評——」『鄉鎮論壇』2010年11期（中）。
- 16) 陳小力「農村社區建設不要走過場」『鄉鎮論壇』2011年4期（中）。
- 17) 詹成付主編『農村社區建設實驗工作講義』中国社会出版社、2008年、李学拳「序文」、同書。
- 18) 項繼權、前掲論文。
- 19) 南、前掲論文（「中国の都市と農村における『社区建設』」）。
- 20) 滝田、前掲論文でも触れた。その他、湖北省秭歸県で2003年から行われている「撤組建社」も、「一村多社区」の試みとしてよく採り上げられる（『講義』、南、前掲論文、など）。中央政府の政策にこうした地方の前例が影響を与えたことは、本章冒頭で言及した2006年の「通知」の文言などからも明らかである。
- 21) 日本の研究者では田中信行が、都市化のための土地収用による集団所有制解体の文脈からこれを採り上げ、民政部の「農村社區建設」との関係にも触れている。田中信行「中国から消える農村——集団所有制解体への道のり——」『社会科学研究』62-5/6、2011年3月。
- 22) 「諸城撤村改社区農民先点頭」『人民日報』2010年8月23日。
- 23) 「諸城：第一個撤村改社区的城市」『民主与法制』2010年9月8日、「山東諸城“一刀切除”村莊」『新京報』2010年11月2日、「万人村：宅基地与新樓房的較量」『瞭望東方週刊』2010年第45期、「山東諸城撤并行政村背後」『広州日報』2010年8月26日、など。なお、反対者が不満を抱くのは、収用された土地の補償金、集合住宅の

- 価格、集合住宅が生活習慣に合わないこと、新たな仕事の割り当てなどに関してとされる。
- 24) 「諸城農村社区党旗紅」『大衆日報』2011年9月10日。
 - 25) 李成貴主編『造福農民的新機制——山東省諸城市推進農村社会化服務的实践与成效』人民出版社、2008年、16頁。
 - 26) 田中信行、前掲論文。
 - 27) 「諸城万余戸農民將變“城里人”過上城市生活」『濰坊新聞網』2010年5月29日（2012年11月21日確認）、「新型農村社区建設答問」『農村大衆（大衆日報農村版）』2010年6月17日、など。
 - 28) 「農村不大拆大建怎麼發展？」『新京報』2010年11月5日。
 - 29) 南裕子、前掲論文。
 - 30) 梶谷懐『現代中国の財政金融システム——グローバル化と中央—地方関係の経済学——』名古屋大学出版会、2011年、212頁。
 - 31) 尹利民「鄉村治理的轉型：從行政化治理到社区化治理——A村的經驗」南昌大学2009年修士（碩士）論文。
 - 32) 余策恩「加強村落社区建設是提高党在農村執政能力的有效途徑」2004年10月、「中国農村村民自治信息網」ウェブサイト、2006年7月31日掲載（2011年9月23日確認）。
 - 33) 南裕子、前掲論文、田原史起「水利施設とコミュニティ——中国山東半島C村の農地灌溉システムをめぐって——」『アジア経済』50-7、2009年7月、など。
 - 34) 黄雪松「讓村落社区成為農村和諧社会的有効载体」『鄉鎮論壇』2008年4期（中）。
 - 35) 「“中心+村落” 滿足農民群眾多元化需求」『鄉鎮論壇』2011年4期（中）、「“中心+村落”：農村社区建設的新路徑——江西省九江市加快推進農村社区建設紀実」、「中華人民共和國民政部」ウェブサイト、2009年8月17日（2012年11月21日確認）。
 - 36) 滝田豪、前掲論文。
 - 37) 前掲『講義』133頁。
 - 38) 高壺芝「農村社区建設与村民自治」『山東社会科学』2010年6期。
 - 39) 以下、詳しくは滝田豪、前掲論文を参照。
 - 40) 黒田由彦「中国の秩序創出メカニズムと自治」黒田・南編、前掲書。
 - 41) 田中信行、前掲論文。
 - 42) 王曉毅「農村改革与農村社会變遷」李強主編『中国社会變遷30年』社会科学文献出版社、2008年。